

西東京市下水道条例の一部改正（素案骨子）

趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、これまで下水道法により定められていた公共下水道の構造の基準について地方公共団体の条例で定めることとされたことにより、西東京市下水道条例の一部を改正するものです。

西東京市下水道条例の一部改正は、下水道法第7条第2項の規定によります。

下水道法

第7条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

条例の改正（案）の内容

国の基準	市の基準	理由
公共下水道の構造の基準		
下水道法施行令第5条の7 法第7条第2項（法第25条の10において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第5条の11までに定めるところによる。	法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、 から までに定めるところによる。	国の基準を検討した結果、流域下水道は東京都が管理しているため、これに関する事項を除外する。 また、本市には処理施設が存在しないこと及び今後においても設置する予定がないことから、処理施設に関する事項を除外する。
排水施設の構造の基準		
下水道法施行令第5条の8 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。	排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。	国の基準を検討した結果、本市には処理施設が存在しないこと及び今後においても設置する予定がないことから、処理施設に関する事項を除外する。

1 堅固で耐久力を有する構造とすること。	(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。	国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。
2 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。	(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。	国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。
3 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講ぜられていること。	(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講ぜられていること。	国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。
4 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。	(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。	国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。
5 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。	(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。	国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。
下水道法施行令第5条の9 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。	排水施設の構造の基準は、 に定めるもののほか、次のとおりとする。	
1 排水管の内径及び排水渠(きょ)の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。	(1) 排水管の内径及び排水渠(きょ)の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。	国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。

<p>2 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。</p>	<p>(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。</p>	<p>国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。</p>
<p>3 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。</p>	<p>(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。</p>	<p>国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。</p>
<p>4 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。</p>	<p>(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。</p>	<p>国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。</p>
<p>5 まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。</p>	<p>(5) まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。</p>	<p>国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。</p>
<p>6 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。</p>		<p>本市には雨水流域下水道が存在しないこと及び今後においても設置する予定がないことから条例化しないこととする。</p>

<p>処理施設の構造の基準</p>		
<p>下水道法施行令第5条の10 第5条の8に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。</p> <p>2 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。</p>		<p>本市には処理施設が存在しないこと及び今後においても設置する予定がないことから条例化しないこととする。</p>
<p>適用除外</p>		
<p>下水道法施行令第5条の11 第5条の6の規定は、前3条の規定の適用について準用する。</p> <p>下水道法施行令第5条の6 前二条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。</p> <p>一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道</p>	<p>及び の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。</p> <p>(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</p>	<p>国の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため同基準を条例において定めることとする。</p> <p>ただし、流域下水道は東京都が管理しているため、これに関する事項を除外する。</p>